

仕 様 書

1. 件 名

(長期継続契約) マイクロフィルムリーダースキャナ等賃貸借

2. 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで(60ヶ月)

3. 納入期限

令和8年9月25日

4. 賃貸借物件

マイクロフィルムリーダースキャナ
コニカミノルタ Legend Scanner LS5100R 1台
制御用機器 1式

5. 納入場所

市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎 5階 書庫

6. 設置場所

市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎 5階 書庫

7. 納品物件

■調達機器の機能・性能に関する仕様

- (1) 原則としてシステム構築上統一された機種であること。
- (2) 導入時において最新の物品であること。
- (3) 各周辺機器と本体との接続において特別な機器(インターフェース)が必要ならばそれを含むこと。

■規格及び基本的要件

(1) マイクロフィルムリーダースキャナ

ア レンズ: 光学ズーム: 6.8~54倍、光学ズーム+電子ズーム: 6.8~105倍

イ スキャン速度: 約1秒

ウ 使用フィルム: フィッシュフィルム、

16/35mm ロールフィルム (各モノクロ・ネガ/ポジ)

- エ 最大読み取りサイズ：47mm×34mm
- オ 出力解像度：72 / 100 / 150 / 200 / 240 / 300 / 360 / 400 / 430 / 600 / 1200dpi
※600dpi、1200dpi：グレースケール・白黒2値のみ可
A4 または Letter 以下まで設定可能
- カ ファイル出力フォーマット：JPEG、JPEG 2000、TIFF (圧縮あり/圧縮なし/G4)、
PNG、BMP、PDF、TIFF マルチページ、PDF マルチページ
- キ インターフェイス：USB3.0 Super Speed (USB ケーブルは 2.0m 以下)
USB3.1 Standard-B コネクタ
※PC 標準装備ポートが使用可能 (拡張カードは使用不可)
- ク 対応 OS：Windows 11 以上
- ケ 大きさ (W×D×H)：404×430×204mm
- コ 質量：15.0kg 以下
- サ 電源：AC100-240V 50 / 60Hz
- シ 消費電力：60W 以下
- ス 体制表

(2) 制御用機器

- ア 制御機器
マイクロフィルムリーダースキャナ LS5100R カタログ記載の推奨のものとする
- イ モニター
最大解像度 1920×1080dot マルチタッチパネル
21 インチ以上

8. 賃貸借物件の納入

賃貸借物件は、賃貸人の負担により、「6 設置場所」に示す場所に、指定した数量を納入すること。また、以下の設置及び導入設定作業を行い、その作業内容及び動作確認結果を「機器設置作業報告書」としてまとめ、賃貸借開始日までに提出すること。

- (1) 納入前に納入物品の構成一覧を提示すること。
- (2) 納入は、原則、月曜日から金曜日の 9:00～15:00 の間に行うこととし、納入日時については、賃借人の指示に従うこと。
- (3) 各機器を設置場所へ直接設置すること。
- (4) 設置を行う際の施設設備の損傷に対する保護を実施すること。
- (5) 機器等の搬入・組立て後、空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (6) 設置・設定時の各種設定については、納入先の職員の指示に基づき作業を実施すること。

(7) 機器等に付属する取扱説明書等のドキュメントについても併せて納入すること。

(8) 納入の際、操作方法の説明を行うこと。

9. 賃貸借期間終了後について

(1) 賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。

(2) 前項で示す撤収時において、機器に内蔵される記憶媒体がある場合は、賃貸人の負担により、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証明書を賃借人に提出すること。なお、当該消去作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち合いのもとで行うこととする。

(3) 賃借人の希望により、契約満了後に月数単位で再リース契約を締結できるものとする。なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。

10. 秘密の保持

(1) 賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11. 情報セキュリティの確保

賃貸人は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12. 契約不適合責任

賃貸人は、賃貸借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

13. 動産総合保険の付保

(1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

(2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

(3) 再リース契約を締結する場合、本契約と同様に賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

1 4. 賃貸借物件の保守

当該保守を技術作業担当の事業者へ委託しても良いが、その場合は「7. 納品物件」に従って提出する体制表に、当該事業者を明示すること。

ただし、「1 2. 契約不適合責任」で規定した内容が優先するものとする。

天災その他の不可抗力、又は使用者の故意・過失による場合を除き、検査完了の日から半年間の故障を無償で修理する旨を明記した保証書を添付すること。

上記保守期間終了時から賃借期間満了時まで、各機器について、常に完全な機能を保つよう年1回オンサイト保守対応を行うこと。故障時については原則として当日オンサイト訪問修理対応が可能なこと。

なお、保守作業の実施に際して、情報記憶媒体の交換が生じた場合には、交換した情報記憶媒体は、賃貸人の責務で、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証明書を賃借人に提出すること。なお、当該消去作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち合いのもとで行うこととする。

1 5. 公租公課

物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

1 6. 権利義務の譲渡の禁止

賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

1 7. 環境への配慮

納入する機器等について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適用となる物品については、グリーン購入法適合品であること。グリーン購入法以外の環境関連基準を満たす機種を選定する場合は、入札における事前質問において賃借人の了承を得ること。

1 8. その他

- (1) 納入に係る費用は、賃貸人の負担とする。また、納入及び設置作業に際し生じた残資材及び梱包材等は、賃貸人が撤去すること。
- (2) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。
- (4) 契約の履行上の疑義については、賃借人と賃貸人とが協力して解決すること。